

3. 進めるべき方策

(1) 基本方針1 人づくり・地域づくりの推進

<1. 交流と参加による福祉教育・学習の推進>

1. 現状と課題

近年、地域社会におけるつながりや助け合い意識の希薄化が課題となっているなかで、住民同士が交流や集うことをきっかけとして互いを知り、地域の状況を理解し関心を高めていく取組みが必要となっています。

また、地域においては地域福祉活動を推進していくための人材が不足しており、このことは課題解決に向けた取組みを進めるうえでの大きな問題であり、新たな活動者の確保やリーダーの養成の取組みが求められています。

まずは自分たちの地域について知り、関心を高め、思いやりや互いに助け合う気持ちを育てる福祉教育を一人ひとりのライフステージに応じて段階的・継続的に実践していくことが大切です。学校のほか、企業・事業者や社会教育機関などと連携して福祉に関する理解や関心を醸成し地域全体の取組みとして福祉教育を進める必要があります。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 地域住民が交流しつながりをもとに地域への参加と関心を高めるきっかけづくりを進めます。</p> <p>① あらゆる世代に思いやりの心を育むために、世代を超えて住民同士が交流する場づくりを進めます。</p> <p>② 地域住民が地域活動へ関心を持ち、参加しやすい環境づくりを行います。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 住民</p>
<p>(2) 学校や地域それぞれのライフステージに合わせて地域で共に生きる力を育む学びの場づくりを行います。</p> <p>① すべての住民が地域を知り、学びあう機会や地域について話し合う場づくりに取り組みます。</p> <p>② 社会教育機関との連携により、ライフステージに応じた福祉教育を段階的・継続的に進めます。</p> <p>③ 学校と連携して目的に応じた学習プログラムづくりを行い、総合的な学習の時間での児童・生徒を対象とした福祉教育に取り組みます。</p> <p>④ 地域の「ひと・もの・こと」などの地域資源を活かした「ふるさと教育」を実施します。</p> <p>⑤ 職場体験学習などをおして、福祉に関する理解や関心を醸成します。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者 住民</p>
<p>(3) 地域生活課題や高齢者・障がいについて学びと理解を深め支えあう地域づくりへ向けて話し合う場づくりや人材の育成に取り組みます。</p> <p>① 認知症に対する正しい理解を深めるため、地域や企業、学校などにおいて認知症サポーター養成に取り組みます。</p> <p>② 地域及び学校、企業や行政機関などにおいて障がいに対する理解を深めるため、「あいサポート運動」の周知を図るとともに、研修の機会を積極的に設けます。</p> <p>③ 身近な地域の中で支援を必要とする方への理解や課題意識を高める取り組みを進めます。</p> <p>④ 地域生活課題を地域全体の問題としてとらえ、必要な支援や仕組みについて意見を出し合える場づくりに取り組みます。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者 住民</p>

<2. 支えあい意識の啓発とボランティアの育成・参加促進>

1. 現状と課題

誰もが住み慣れた地域でこれまでの暮らしぶりや自分らしさを大切に、安心して生活していくために、ボランティアによる支え合いの力が必要となっています。

また、既存の制度やサービスだけでは課題解決が難しい事例が数多くある状況のなか、自分たちの地域での支え合い意識とボランティア活動への関心を高める啓発と参加しやすい環境や仕組みづくりの必要性が高まっています。

ボランティアに関する情報を必要とする人への情報発信については、十分に伝わっていない現状があり、効果的な情報発信や活動を希望する人と支援を求める人とを結ぶボランティアセンターのコーディネート機能の強化・充実が求められます。

さらに、活動者が安心して活動を継続するためには、ボランティア活動者相互の情報交換や地域でのつながりを促すための交流の場づくりなどが求められており、ボランティアの育成と支援の取組みが必要です。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) ボランティア活動者のつながりづくりや新たな参加を促進する取組みを進めます。 ① ボランティア活動者同士がつながることで情報を共有し、新たな活動や参加に結び付けていけるよう交流を深める取組みを進めます。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
(2) つながりや支えあい意識の醸成によりボランティア活動者の育成を図ります。 ① ボランティア活動の必要性への理解や、活動をとおしたつながりと支え合いの意識を育む取組みを進めます。 ② ボランティア活動を通じた人と人のつながりや、より豊かな生活への実現と支え合い意識の醸成を目指します。	行政 市社協 地域組織 住民

＜3. まちづくりセンターを拠点とした地区社協などの地域組織活動の充実＞

1. 現状と課題

市内 27 地区に設置されている「まちづくりセンター」は、地域住民・団体が連携し、それぞれの地域の特性や地域資源を活かしながら地域の活性化へ向けた活動を展開するうえでの拠点として、また地域住民の拠り所として位置付けられています。

一方、地域においては少子高齢化が進み、これまで住民が主体となって取り組んできた活動や団体活動などの運営の継続・維持が困難になってきています。このような地域活動に対して、運営支援や地域内のコーディネート機能などの支援が必要となってきています。

地域において福祉のまちづくりを進める地区社協をはじめとして、地域の活性化や様々な地域課題の解決に取り組む各種団体が活動を安心して継続することができるよう、これらの地域団体・組織とまちづくりセンターが連携し、一体となった取組みや体制づくりが求められています。また、地域活動を進めるうえで自治会機能の充実が重要であり、自治会の活性化に向けた支援が必要です。

そのほか、近年全国各地で災害が発生しているなか、まちづくりセンターを地域の避難所としてさらに整備を進める必要があります。そのためには、地域内の様々な団体や組織の活動の充実・活性化、また災害時における対応など、地域の拠点であるまちづくりセンターを中心とした地域づくりを関係機関・団体と連携し進めることが必要となります。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1)まちづくりセンターを拠点として地区社協などの地域団体が連携し地域活動を推進します。</p> <p>①地域や利用者のニーズに応えた活動を企画することで、さまざまな世代の地域住民が学びや交流する機会を増やします。</p> <p>②地域づくりの推進へ向けて自治会をはじめ、地域内の組織・団体が一体となって話し合い、実践するための推進体制を整え、強化を図ります。</p> <p>③まちづくりセンターと「おおだふれあい会館」の連携を図り、移動隣保館事業により福祉と人権尊重のまちづくりを進めます。</p> <p>④地域の協議体やサロンなどの組織・団体が安定的な運営ができるよう、体制の強化や安定した活動の継続へ向けた支援を行います。</p> <p>⑤自治会単位での住民による自主的な活動の活性化を図り元気な地域づくりを目指します。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 住民</p>
<p>(2)災害時に活動拠点として活用します。</p> <p>①災害対策支部として、災害時の一時的な避難所としての活用や、食料や資機材の備蓄を行うとともに、地域の被害状況の把握や必要な支援の窓口として、地域の誰もが拠り所となるよう、福祉団体ほか関係機関と意見交換を行いながら、災害時の活用を進めます。</p>	<p>行政 事業者 地域組織</p>
<p>(3)地区社協の組織体制の強化と地域活動の取組みへの支援を行います。</p> <p>①地区社協の体制基盤の強化を図り、活動の活性化へ向けた支援に取り組めます。</p> <p>②地域生活課題の解決に向け、取組みへの積極的なアプローチを行うことと併せて、状況の把握や必要な情報提供など事業運営支援に取り組めます。併せて、地区社協などの取組みに対して関係機関が連携して支援を行う体制づくりを進めます。</p>	<p>行政 市社協 地域組織</p>

<4. 地域の居場所づくり>

1. 現状と課題

近年、様々な問題が複雑に絡み合う複合的な課題を抱える相談が増加するなか、これらの問題を抱える世帯においては地域でのつながりや居場所がなく、孤立し、その生活のしづらさを誰にも相談できずに抱え込んでしまう「社会的孤立」が増加傾向にあります。

このような地域でのつながりや支え合いの希薄化は、閉じこもりや生活困窮、虐待などの要因につながることから、誰もが気軽に集い、つながることができ、情報交換の場としての地域での居場所づくりが重要となっています。

そのためにも、地域住民・組織と、民間の事業者や企業、地域組織・団体が連携・協力し合うことが必要です。

2. 推進方策

活動の推進方策	事業主体
<p>(1) 高齢者の社会参加や地域の様々な人が役割を持ち集う、居場所づくりを進めます。</p> <p>① 地域の中でその人らしい生活を送ることができるよう、様々な社会参加の場・機会の提供を行います。</p> <p>② 自治会や地域組織が行っているサロンなどの集いの場が持つ役割や必要性の理解を深め、必要な人が気軽に参加できるよう活動を推進します。</p> <p>③ 高齢者の意欲や能力を活かし、就労やサロン、通いの場などの運営への参加によって、やりがいや生きがいを感じながら社会でのつながりを深める取組みを進めます。</p> <p>④ 高齢者の生活を支援する地域活動を進めるため、各地域に協議体を設置し生活支援コーディネーターを配置するなどの地域体制の整備に取り組めます。</p> <p>⑤ 生涯学習活動や生涯スポーツ活動への支援及びシニアクラブ活動への支援により地域での社会交流を促進します。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者 住民</p>
<p>(2) 悩みや不安を抱える人が地域の中でつながるための居場所づくりを進めます。</p> <p>① 不登校やひきこもり傾向の子ども・若者に対する居場所の提供を行っているNPO法人等と連携し、居場所づくりに取り組めます。</p> <p>② 障がいのある方や家族が地域で孤立することのないよう、地域活動支援センターの充実に努めます。</p> <p>③ 様々な人が気軽に集い、つながることができる居場所づくりを進めます。</p> <p>④ 悩みや不安を抱えた人が地域の中で孤立を防ぐため、地域とのつながりづくりを推進します。</p> <p>⑤ 社会的孤立を防ぐため、必要な情報を効果的に発信します</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者 住民</p>
<p>(3) 子どもたちへ居場所を提供するとともに、学習支援について取り組めます。</p> <p>① 放課後に居場所のない子どもたちへ居場所を提供するとともに、地域のボランティアなどの人材を活用して学習支援に取り組めます。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者 住民</p>

<5. 地域づくりを進める人材の育成>

1. 現状と課題

地域生活課題の解決や地域住民が主体となって実施する活動の実践において、取組みを進める人材の確保・育成が重要な課題となっています。

また、地域の特性や地域資源を活かし、地域の実情に沿った取組みを進めるうえでは、地域を理解し関わりを持つ地域住民が取組みに積極的に関わることができるような環境やきっかけづくりが必要です。

そのためには、多様な世代が地域活動へ参加することで、地域住民の一人ひとりが持つ経験や知識を活かし、新たなつながりや地域活動の活性化が期待されることから、地域住民主体の様々な集いの場とまちづくりセンターや公民館などの公的機関が連携し、人づくりへ向けた取組みを進める必要があります。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 地域への関心や問題意識を高めるためのきっかけづくりとして、地域活動への参加や学びの場づくりを進めます。</p> <p>① 地域団体やまちづくりに関心のある人を対象とした研修会を開催するなど、まちづくりへの住民の参画を図り、地域活動者やリーダーとなる人材の育成を図ります。</p> <p>② 持続可能なまちづくりに関する研修会などを開催し、地域住民のまちづくりへの関心や機運の醸成を図ります。</p> <p>③ 地域で気軽に参加できるような学びの場づくりに取り組み、地域への関心や問題意識の高揚を図ります。</p> <p>④ 福祉分野に限らず、様々な分野の地域関係者がそれぞれの立場で出来ることを考える場づくりに取り組みます。</p>	行政 市社協 地域組織 住民
<p>(2) 地域での取組みを進めていくための人づくりを推進します。</p> <p>① 地域づくりに関する活動への関心を高めるための情報の提供や活動のきっかけづくりを積極的に行い、地区社協をはじめとする組織・団体と連携して新たな担い手の育成・確保に取り組みます。</p> <p>② 地域活動に参加している人がやりがいを持って安心して活動を継続できるよう、地域組織・団体と連携して支援を行います。</p>	行政 市社協 地域組織 住民

<6. 民間企業・団体や社会福祉法人との協働と地域貢献の促進>

1. 現状と課題

地域生活課題の複雑化・多様化から、既存の公的なサービスや制度では対応が困難な「制度の狭間」にある事例が増加してきています。地域生活課題について、地域でも様々な取組みに向けて協議・検討が行われていますが、地域組織だけでの解決や対応は困難であり、地域内の民間企業・団体や社会福祉法人などの施設からの協力や支援に期待が高まっています。

平成28年の社会福祉法の改正により、すべての社会福祉法人の責務として地域貢献活動などの公益的な取組みが求められており、社会福祉法人連絡会の組織化により、これらの地域課題の解決へ向けて関係機関と連携し取組みを進めていく必要があります。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 社会福祉法人の地域公益活動を促進し、相互の協働から新たな地域貢献事業を進めます。</p> <p>① 「大田市社会福祉法人連絡会」を組織し、各分野の特色を活かした地域生活課題の解決へ向けた取組みを推進します。</p>	<p>行政 市社協 事業者</p>
<p>(2) 社会貢献を行う企業が、評価される仕組みの活用と充実を図ります。</p> <p>① 入札参加資格審査において、地域での社会貢献活動を行う事業所を評価する「地域貢献活動評価項目」を導入し、企業と地域それぞれが恩恵を受ける仕組みづくりへ向けて取り組みます。</p>	<p>行政 事業者</p>
<p>(3) 民間企業や様々な分野の団体・組織が地域と協働した取組みを推進します。</p> <p>① 地域の企業等に対して、障がい者（児）に対する理解と就労につながる「働く体験事業」への協力について、意識調査の実施などにより働きかけを行います。</p> <p>② 地域貢献について、協力企業の開拓にさらに努めます。</p> <p>③ 地域の公益的な取組みにおいて必要な支援を民間企業や組織・団体が連携し活動につなげていけるよう、コーディネートを行います。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者</p>
<p>(4) 地域にある高齢者の見守りネットワークを推進します。</p> <p>① 高齢者の一人世帯への見守りについて、「高齢者見守り活動協定」により地域での日常生活において地域住民だけでなく、企業や関係団体などが協働して取り組む体制の充実を図ります。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者 住民</p>

<7. 寄附文化の醸成>

1. 現状と課題

地域において地域生活課題の解決に向けた取組みを進めるうえで、活動に必要な財源を確保するためには、地域活動への助成を行う「赤い羽根共同募金運動」などの寄附金による活動支援の輪を拡充する取組みが必要です。

しかし、人口・世帯の減少などから、活動に必要な財源を安定的に確保することが困難な状況となっています。

地域の様々な生活課題を自分たちの身近な問題として感じ、自分にできる社会貢献行動として、また、寄附を行う先の団体などの活動や理念に共感し行う寄附は、共に支え合い、助け合うという共助の精神によるところが大きく、このような寄附の拡がりや、地域共生社会の実現にも重要な役割を果たすものと考えます。

地域で取り組まれる様々な活動に対する安定的な財源確保の1つの方法として、国や地方公共団体、社会福祉法人等の特定公益増進法人、認定NPO法人などに寄附をした場合に受けることのできる寄附金控除の仕組みなども広く周知しながら、寄附という形で様々な地域活動に参加、支援するという寄附文化の醸成への取組みが求められています。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 地域福祉活動を支える赤い羽根共同募金運動などの寄附文化を推進します。 ① 「じぶんの町を良くするしくみ」として、赤い羽根共同募金運動を推進し、地域福祉活動への助成を行います。 ② 地域福祉活動を推進している団体等の活動状況を広報・周知することにより、団体等への寄附活動を促す取組みを行います。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民

<8. 要配慮者支援へ向けた地域での体制づくり>

1. 現状と課題

少子高齢化、核家族化及び過疎化の急激な進行に並行して、地域でのつながりが希薄化しており、高齢者や障がいのある方などの見守りが必要な方への支援が求められています。

地域の日常生活の中での地域住民相互の見守りを進め、「気になる」ことを「放っておけない」気持ちの醸成や支援者がつながる仕組みづくり、そしてその必要性についての理解を深めることと併せて、誰もが「自分ごと」として地域を見守る体制を構築することが必要です。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 社会からの孤立を防ぎ地域でのつながりの回復に向けた支援に取り組みます。 ① 避難行動要支援者名簿について、災害時だけでなく平常時の見守りにも活用できるよう、個人情報への取扱いに留意した適切な活用制度の構築に取り組みます。 ② 必要な支援としてサービスや制度だけではなく、社会性の回復と居場所づくりにより孤立を防ぐ取組みを進めます。	行政 市社協 地域組織 住民
(2) 地域での見守りを進め、必要な支援へ早期に対応できる体制づくりを推進します。 ① 郵便局等民間事業者と連携・協力し、日常生活の中で早い段階での異変に気付ける仕組みづくりを推進します。 ② 地域の中でいち早く孤立を発見し、つながりや必要な支援に結びつけることが出来るよう、地域における日頃からの見守りの意識啓発や体制づくりに努めます。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民

<9. 人権施策の推進>

1. 現状と課題

人権とは、「人が人らしく生きていくために、社会によって認められている権利」であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的権利です。

人権教育・啓発に併せて人権尊重のための様々な取組みが進むなか、人権尊重の精神は高まってきています。その一方で、同和問題、女性への暴力、学校におけるいじめ、児童や障がい者、高齢者への虐待、さらには、高度情報化の進展に伴い、インターネットや SNS が急速に普及するなか、匿名性が高いことから他人を誹謗中傷・差別を助長する表現など多くの人権問題が依然として存在しています。

人は、それぞれに個性や価値観も違い背負っている歴史も違います。地域住民同士が人権問題について、正しく学び正しく理解することで、様々な文化や多様性を認め、互いの価値観や人権を尊重する意識を育て「共生の社会」を築いていくことが大切です。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 人権課題に対する正しい理解と認識を深め、その解決に向けた取組みを行います。 ① 様々な人権課題に対して住民一人ひとりが正しい知識を持ち、理解し、意識しながら行動する取組みを行います。 ② 地域住民一人ひとりの人権が尊重されるよう、人権課題についての研修・講演会などを開催します。	行政 市社協 住民
(2) 「おおだふれあい会館」において、様々な生活問題で悩んでいる方の相談に対応します。 ① 地域組織・団体、民間企業・事業所と連携し、人権課題の早期解決を図ります。	行政 事業者 地域組織

< 10. 多文化共生社会の実現 >

1. 現状と課題

近年大田市内の企業において、外国人の従業員・技能実習生の受入れが進み、市内に居住する外国人の数は年々増加しています。

このような状況のなか、様々な手続きや制度・サービス等の情報の収集など、日常生活の全般にわたり、文化・慣習・言葉の違いに向き合いながら生活を送っています。

しかし、平成30年に発生した島根県西部地震においては災害に関する情報が十分に発信されず、不安を抱えた避難生活を送られた方も多かったという課題も現れてきました。

このことから、大田市内に居住する外国人が地域で安心して日常生活を送れるよう、市内関係機関・団体が連携し、多文化共生の実現に向けた取組みが求められています。令和2年3月に策定した「大田市多文化共生推進計画」に掲げている居住外国人が日常生活に必要な情報の発信、相談窓口の案内など、生活の様々な場面において多言語化による環境の整備を進める必要があります。

2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1) 多文化共生の意識を高めるため、広報啓発に努めます。 ① 広報紙やホームページ、講演会等で多文化共生のまちづくりについて啓発活動に取り組みます。	行政 市社協
(2) 市内の在住外国人に必要な情報が伝わり安心して生活できるよう、各種案内や情報の多言語化を進めます。 ① 相談窓口において、国際交流員による通訳または「やさしい日本語」での対応、翻訳機を活用した対応に取り組みます。 ② 各種制度やサービスに関する情報を多言語で発信します。	行政 市社協 事業者